

1. 基本人権を尊重する

- (1)すべての教育活動を通して人間尊重の精神を培う。特に「いじめ」は、あらゆる手段を講じ、未然防止する。
- (2)人権感覚の基礎を培い、差別のない明るい社会を築く意欲と実践力を培う。

2. 学習指導の充実を図る

- (1)生徒の主体的な学習を促進し、「自ら進んで学ぶ」姿勢を確立する。
- (2)基礎・基本の定着の上で、学ぼうとする意欲と生涯にわたって学び続ける力を身につけさせる。
- (3)指導法の創意工夫と改善・わかりやすい授業、全員参加・活動的な授業のため具体的な取組みを推進する。
- (4)学習効果を上げるため、集中力・忍耐力の育成を図る。

3. 生徒指導の充実を図る

- (1)社会生活を営むうえで必要な能力を高め、あらゆる生活の場を通して基本的生活習慣を身につけさせる。
- (2)生徒指導体制を強化し、指導方針を一致させ、問題の早期発見・早期解決に努める。
- (3)保護者との連携を密接に保ち、協力体勢を作った上で指導にあたる。
- (4)問題行動には、生徒理解を基盤にして、内面的理解を通した指導を推進する。
- (5)「いじめ」には、生徒との信頼関係の上にたった積極的な教育相談・クラマネの活用等により、早期発見を図る。
- (6)生徒会活動の活性化を図り、自らの手で平和で落ち着いた規律ある学校づくりを推進する自立の精神を培う。
- (7)わかる授業・充実した学校・さわやかな部活動など、生徒が成就感を味わえる場を確立させる。

4. 「総合的な学習の時間」の充実に努める

- (1)進路をテーマとした系統的な学習により、社会で必要な能力と生きる力を育成する。
- (2)一人一人の個性や能力を伸長させ、主体的に進路選択ができるような進路指導を推進する。

5. 総合育成支援教育の充実を図る

- (1)障害のある生徒の社会参加や自立を目指し、個々のもつ可能性を最大限にのばす指導を工夫し推進する。
- (2)すべての生徒が障害のある生徒とのふれあいを通して、互いに理解し支えあうため、交流教育を推進する。

6. 健康を増進し、体力向上、安全な生活をする能力の確立を図る

- (1)自ら進んで健康な心や体の充実に努め、体力と健康面を増進させる能力と態度を育てる。
- (2)安全教育を推進し、校内の安全を確認するとともに事故や怪我の防止に積極的に取り組む。
- (3)あらゆる災害に備える力をつけるとともに、そのための準備の重要性を認識させる。

7. 図書館教育の充実を図る

- (1)知識を広め、思考力を育て、広い視野と豊かな人間性を養う基盤として、読書活動を推進する。
- (2)支援員の活用による図書館教育の充実・整備をすすめ、授業等での図書館の活用を図る。

8. 教育環境の整備を図る

- (1)清潔で安全な学習・生活環境づくりをめざし、美化活動に対する指導を徹底する。
- (2)校内の施設・設備の有効利用とあわせて、公共物を大切にする態度の育成に努める。

9. 家庭・地域・小学校との連携

- (1)学校の教育活動に対する理解を求めるとともに、校下2小学校との連携を強化する。
- (2)学校・家庭・地域のそれぞれの指導のあり方に関する相互理解を深め、連携の強化を図る。

10. I C T を活用した教育と情報教育の推進を図る

- (1)わかる授業・楽しい授業のため、ICT機器の活用を積極的に進める。
- (2)情報モラル指導を徹底し、パソコン・スマートフォン使用によるトラブルを防ぐ。